

議案第75号

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の事業を行う場合における人員及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」の次に「・第16条の2」を加える。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条第2項中「担当職員」の次に「及び介護支援専門員」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を当該管理者とすることができる。

4 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章において同じ。）」を加える。

第9条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「運営に関する基準」の次に「に係る規定」を、「に係る規定」の次に「（市長から情報の提供を求められた場合の具体的取扱方針に係る規定を除く。）」を加え、「。次条第2項において同じ」を削る。

第10条第2項中「規定」の次に「（指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定に限る。）」を加える。

第16条に見出しとして「（指定介護予防支援の基本取扱方針）」を付し、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第16条の2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。